



いのちとくらしをまもる
防 災 減 災



令和6年8月28日
秋田地方気象台

秋田県の暴風(暴風雪)警報及び強風(風雪)注意報発表基準 変更の延期について

令和6年8月29日(木)に予定していました秋田県の陸上と海上を対象とした暴風(暴風雪)警報及び強風(風雪)注意報の発表基準変更は、令和6年9月5日(木)に延期します。

令和6年8月22日(木)の報道発表※でお知らせしていました秋田県の暴風(暴風雪)警報及び強風(風雪)注意報の発表基準変更は、台風第10号の影響を考慮し、令和6年8月29日(木)から令和6年9月5日(木)13時に延期します。

※令和6年8月22日(木)の報道発表

「秋田県の暴風(暴風雪)警報及び強風(風雪)注意報の発表基準変更について」

https://www.data.jma.go.jp/akita/topic_old/pdf/20240822_happyoukizyunhennkou.pdf

問合せ先:秋田地方気象台 予報官 砂子
電話 018-823-8291



いのちとくらしをまもる
防 災 減 災



令和6年8月22日
秋田地方気象台

秋田県の暴風(暴風雪)警報及び強風(風雪)注意報の発表基準 変更について

秋田県の陸上と海上を対象とした暴風(暴風雪)警報及び強風(風雪)注意報の発表基準を変更し、令和6年8月29日(木)に運用を開始します。

秋田地方気象台では、近年の暴風(強風)災害と風速との関係を調査した結果、陸上と海上を対象とした暴風(暴風雪)警報及び強風(風雪)注意報の発表基準を変更することとしました。

1 基準変更日時

令和6年8月29日(木)13時

2 発表基準を変更する地域

秋田県の陸上と海上

3 発表基準(新基準、現行基準)

・新基準(変更箇所は赤字及び下線)

一次細分区域		沿岸	内陸
警 報	暴 風	陸上:18m/s ^{*1} 海上: <u>20m/s</u>	15m/s
注意報	強 風	陸上:12m/s ^{*2} 海上: <u>15m/s</u>	<u>11m/s</u>

*1 八森(アメダス)は風向が西～北西の場合22m/sを目安とする。

*2 八森(アメダス)は風向が西～北西の場合16m/sを目安とする。

※秋田地方気象台の目安は新基準では設定しない。

※暴風雪警報・風雪注意報は上記基準で雪を伴う場合に発表する。

・現行基準

一次細分区域		沿岸	内陸
警 報	暴 風	陸上:18m/s ^{*1} 海上:18m/s	15m/s
注意報	強 風	陸上:12m/s ^{*2} 海上:12m/s	10m/s

*1 秋田地方気象台は19m/s、八森(アメダス)は風向が西～北西の場合22m/sを目安とする。

*2 秋田地方気象台は13m/s、八森(アメダス)は風向が西～北西の場合16m/sを目安とする。

問合せ先:秋田地方気象台 予報官 砂子
電話 018-823-8291